

8月28日未明からの大雨による被害を受けて、議会は臨時会を9月27日に開会し、新たな特別委員会の設置や、復興に向けた意見書の取扱いについて審議され、また、市長提出議案として、予算議案、専決処分の承認などが審議されました。

9月定例会は9月2日から9月12日までの11日間の会期で開かれ、市長提出議案のほか報告、質問、意見書など、計29件が審議されました。今定例会は災害対応に鑑み、一般質問を中止し、常任委員会を1日間とすることで、通常の定例会よりも短い会期で行われました。

【特別委員会の設置及び委員の選任】 《1件》

8月28日未明からの大雨で市内に大きな被害をもたらした令和元年佐賀豪雨災害の早期復旧・復興に向けた諸問題の解決を目的として、市民生活や経済活動の復興対策を議会として後押しするために、災害復興対策特別委員会を設置し、委員は議長を除く全議員(19名)で構成。

▷設置及び選任について議決されました。

【承認議案】 《1件》

第78号 専決処分の承認について(令和元年度武雄市一般会計補正予算(第5回))

大雨により発生した災害に迅速に対応するため、災害の復旧等に要する経費

◇補正後の予算額 272億941万円

[歳出予算の主な事業]

- 被災住宅応急修理事業 2億4,995万2千円
- 災害廃棄物処理事業 8億2,689万8千円
- 農地・農業用施設小規模災害応急事業 7,200万円
- 農林地崩壊防止事業 1億3,250万円
- 公共土木施設災害復旧事業 1億6,279万9千円

▷原案のとおり承認されました。

意見書 《1件》

意見書
第3号

令和元年佐賀豪雨災害対策に関する意見書

今回の未曾有の災害の復旧・復興を進めるためには、政府、国会、その他関係機関の支援が必要であるため、政府、国会、その他関係機関に、市民生活や経済活動が速やかに回復するよう重点的な支援を要望するもの。要望項目は、災害ごみ処理、被災者の生活再建、商工事業者への経営支援、公共土木施設等の災害復旧事業の早期採択等、地方交付税等による財政支援の実施。

▷全会一致で可決され、関係機関宛てに送付されました。

武雄市議会のご案内

- 武雄市議会ホームページ <http://www.city.takeo.lg.jp/shisei/shigikai/>
市公式HP(たけおポータル)メニューの「武雄市議会」アイコン、または市議会バナーをクリック



- 文字通訳 <http://takeo.iscej.ddo.jp>
本会議の概要を文字でお伝えするため、会期中インターネット上の専用サイトを開設し、本会議と同時進行で文字の通訳を行っています。

お問い合わせ

武雄市議会事務局

(電話)0954-23-9411 (FAX)0954-22-8166
(Eメール)gikai@city.takeo.lg.jp

主な条例・事件議案 《条例5件 事件4件》

第58号 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

特定地域型保育事業に求められる特定教育・保育施設との連携要件の緩和と、10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付の創設による給付名称等の変更、教育・保育施設により、副食費の免除要件を新たに規定するもの。

第59号 武雄市印鑑条例の一部を改正する条例

本人の届け出によって印鑑登録においても旧氏の使用を可能とするもの。

第63号 平成30年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成30年度決算により発生した純利益を、減債積立金に積み立て、翌年度以降の企業償還に充てるもの。

▷いずれも原案のとおり可決されました。

主な予算議案 《3件》

第65号 令和元年度武雄市一般会計補正予算(第4回)

◇補正後の予算額 251億998万5千円

[歳出予算の主な事業]

- 認知症高齢者・障がい児者 個人賠償責任保険料 25万2千円
- 教育・保育給付費 9,900万7千円
- 子育てのための施設等利用給付費 2,418万9千円
- 農業用給水施設整備事業補助金 100万円
- 有害鳥獣処理対策事業補助金 3,036万円

▷いずれも原案のとおり可決されました。

決算認定議案 《10件》

第68号 平成30年度武雄市水道事業会計
第77号 決算認定について ほか9件

▷特別委員会を設置し、閉会中の継続審査に付されました。

人事案件 《5件》

諮問第2号
○人権擁護委員候補者の推薦
○人権擁護委員候補者

- 山口 松美 氏(武雄町)
- 諸岡 隆裕 氏(橋町)
- 小野 正貴 氏(朝日町)
- 松尾 文雄 氏(山内町)
- 郡 正法 氏(山内町)

▷何ら異議なきものとされました。

意見書 《1件》

意見書
第2号

新たな過疎対策法の制定を求める意見書

「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3月末をもって失効することから、地域振興を図るために引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であり、かつ、合併市町にある旧過疎地域を含めた総合的な過疎対策を充実・強化させる必要があることから、新たな過疎対策法の制定を要望するもの。

▷全会一致で可決され、関係機関宛てに送付されました。